

2021

9月

No.569

# か り や



か

り

や



天からの贈り物 (常滑市大野海岸)

写真提供：田中 勝志 氏

## も く じ

第72回 全国労働衛生週間を迎えるにあたって.....	1	愛知県の全産業死亡災害.....	8
令和3年度全国労働衛生週間実施要綱 .....	2	労働者死傷病報告書受付状況.....	8
育児・介護休業法が改正されます.....	4	監督署だより.....	9
愛知県最低賃金が10月から955円に改正予定 .....	5	衣浦東部保健所コーナー.....	10
リスクアセスメント 出前講座を開催.....	5	エッセイ 労務屋の昨今.....	11
労務管理講習会を開催.....	6	会員だより.....	13
愛知労働局管内死亡災害発生状況.....	7	お知らせ.....	14



# 第72回 全国労働衛生週間を迎えるにあたって

愛知労働局長 伊藤 正史



全国労働衛生週間は、昭和25年から毎年実施され今年で72回目を迎えます。本年度は、

## 「向き合おう！ ころとからだの健康管理」

を全体スローガンとするとともに、労働行政はもとより、社会全体の最重点課題でもある、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、特に副スローガンを設け、

## 「うつらぬうつさぬルールとともに みんなで守る健康職場」

を掲げ、9月1日から30日までを準備期間、10月1日から7日までを本週間として全国一斉に実施されます。

労働衛生に関わる皆様方のご努力の下、愛知県内における休業4日以上の上業務上疾病は、一時、年間約300人にまで減少しましたが、ここ数年、再び400人を超える状況が続き、令和2年は、前年416人の約1.5倍にも及ぶ638人となりました。

この最も大きな要因は、新型コロナウイルス感染症の職場における感染拡大です。コロナ禍により、一昨年は3人であった病原体による疾病が195人にまで激増し、うち1人は死亡に至るものとなりました。これ以外にも、熱中症が一昨年の51人から92人に増加して全国ワースト1となったことや、幅広い業種・年齢層で災害性腰痛が多発し高止まりしていることも大きく影響しており、こうした業務上疾病への対応が喫緊の課題となっています。

また、昨年から本年にかけ、「溶接ヒューム」等に係る**特定化学物質障害予防規則**、建築物等の解体・改修工事等に係る**石綿障害予防規則**、眼の水晶体の被ばく限度の見直しを主とした**電離放射線障害防止規則**が、それぞれ改正され順次施行されているほか、令和2年3月には、「**高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン**」（エイジフレンドリーガイドライン）が、令和3年2月には「**テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン**」がそれぞれ策定されており、これらの普及を通じた取組も望まれます。

全国労働衛生週間は、これら課題を重点に、労働衛生に関する意識を高め、職場環境改善等への自主的取組を通じて労働者の健康確保を図る強化期間です。本年度においては、「**取組の5つのポイント**」等を有効に活用し、**新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の徹底**を図りつつ、スローガンのとおり、ころとからだの健康管理を進める機会とされますよう、また、**熱中症・災害性腰痛を含む業務上疾病の増加に歯止めを掛け**、一層多様化する労働衛生上の課題に取組むための機会とされますよう、各事業場における取組をお願いします。

\*このメッセージは、動画でご覧いただけます。

右QRコードをご参照ください。



# 令和3年度全国労働衛生週間実施要綱

## 1 趣旨

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第72回を迎える。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

労働者の健康をめぐる状況については、過労死等事案の労災認定件数は、令和2年度には802件となっており、また、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は、依然として半数を超えている（平成30年労働安全衛生調査（実態調査））。このような状況の中、過労死等を防止するためには、働き方改革の推進と相まって、長時間労働による健康障害の防止対策及びメンタルヘルス対策の推進が必要である。

また、新型コロナウイルス感染症のり患による休業4日以上労働災害は、令和2年には6,000人以上発生しており、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためには、事業場で留意すべき「取組の5つのポイント」をはじめ、各事業場の実態に即した感染予防対策を徹底し継続することが求められる。

さらに、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりや労働災害の予防的観点から、健康づくりを推進していくことが求められている。このため、高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）を策定し、健康づくり等の取組を推進していくこととしている。

日本の労働人口の約3人に1人が何らかの疾病を抱えながら働いている中で、職場において、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立への対応が必要となる場面が増えることが予想されることから、「事業場における治療と仕事の両立支援のた

めのガイドライン」の周知啓発等を進めることにより、企業の意識改革や地域における支援体制の強化を進めている。

化学物質に起因する労働災害については、特定化学物質障害予防規則などの特別規則の対象となっていない有害物によるものが全体の8割を占めている。こうした化学物質による健康障害を防止するため、関連法令に基づく取組の徹底に引き続き取り組むとともに、特別規則の対象となっていない化学物質による労働災害を防止するため、各事業場におけるリスクアセスメント及びその結果に基づくリスク低減対策の実施を更に促進していくことが必要である。

また、職業がんの労災補償の新規支給決定者は、石綿による中皮腫・肺がんを中心に年間1,000人を超えている中で、石綿の製造・使用等が禁止される前に石綿含有建材を用いて建設された建築物が今なお多数現存しており、その解体工事が2030年頃をピークとして、増加が見込まれる中、解体・改修前に義務づけられている石綿の有無に関する事前調査や石綿の発散防止措置が適切に行われていない事例が散見される。こうしたことを踏まえ、令和2年7月に石綿障害予防規則を改正し、石綿によるばく露防止対策を強化したところである。

このような背景を踏まえ、今年度は、「向き合おう！ ころとからだの健康管理」を全体のスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図り、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとするとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた副スローガンとして

「うつらぬうつさぬルールとともに みんなで守る健康職場」

を設け、事業場における更なる感染防止の徹底を呼び掛けることとする。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、いわゆる“三つの密”（①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集空間（多くの人々が密集している）、③密接空間（お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる））を避けることを徹底しつつ、各事業場の労使協力のもと、全国労働衛生週間を実施することとする。

## 2 スローガン

全体（主）スローガン：

・向き合おう！ ところとからだの 健康管理

副スローガン：

・うつらぬうつさぬルールとともに みんなで  
守る健康職場

## 3 期間

10月1日から10月7日までとする。

なお、全国労働衛生週間の実効を上げるため、9月1日から9月30日までを準備期間とする。

## 4 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

## 5 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

## 6 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

## 7 実施者

各事業場

## 8 主唱者、協賛者の実施事項

以下の取組を実施する。

- (1)労働衛生広報資料等の作成、配布を行う。
- (2)雑誌等を通じて広報を行う。
- (3)労働衛生講習会、事業者間で意見交換・好事例の情報交換を行うワークショップ等を開催する。

(4)事業場の実施事項について指導援助する。

(5)その他「全国労働衛生週間」にふさわしい行事等を行う。

## 9 協力者への依頼

主唱者は、上記8の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

※実施事項の詳細は愛知労働局のホームページを参照して下さい。



事業主の皆さまへ（全企業が対象です）

来年度以降  
順次施行

# 育児・介護休業法が改正されます

育児・介護休業が改正され、来年度以降、段階的に施行されます。  
以下が改正内容の主なポイントです。詳細は追って省令等で定められます。

## 1 出生直後の時期に柔軟に育児休業を取得できるようになります

施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日

	新制度（現行制度とは別に取得可能）+	現行育休制度
対象期間 取得可能日数	子の出生後8週間以内に4週間まで 取得可能	原則子が1歳（最長2歳）まで
申出期限	原則休業の2週間前まで	原則1か月前まで
分割取得	分割して2回取得可能	原則分割不可 （今回の改正で分割して2回まで取得可能）
休業中の就業	労使協定を締結している場合に限り、労働者が 合意した範囲で休業中に就業することが可能	原則就業不可

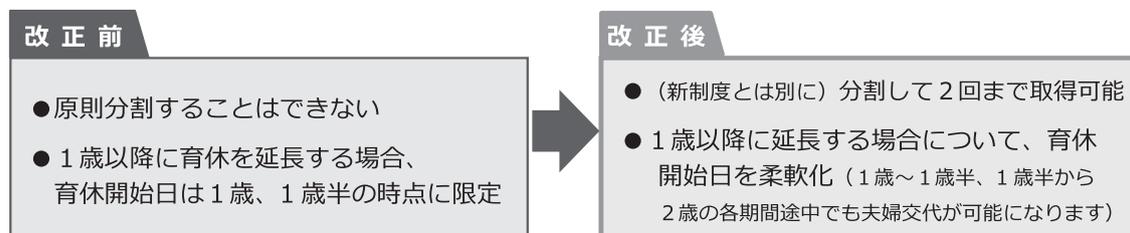
## 2 雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置が事業主の義務になります

施行日：令和4年4月1日

- ・育児休業を取得しやすい雇用環境の整備（研修、相談窓口設置等）
- ・妊娠・出産（本人または配偶者）の申し出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置

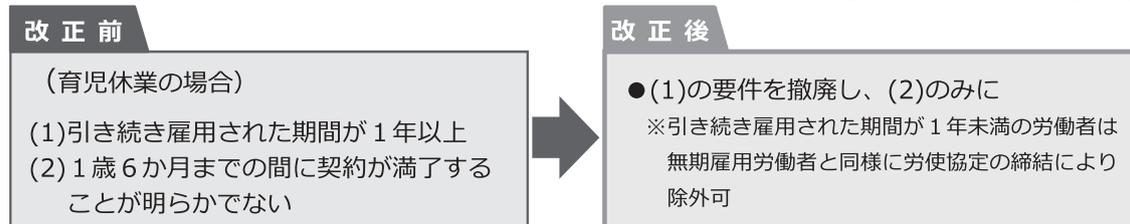
## 3 育児休業を分割して取得できるようになります

施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日



## 4 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件が緩和されます

施行日：令和4年4月1日



## 5 育児休業取得状況の公表が義務になります

施行日：令和5年4月1日

従業員数1,000人超の企業は、育児休業等の取得の状況を公表することが義務付けられます。

問い合わせ先：愛知労働局雇用環境・均等部 指導課 TEL:052-857-0312

## 愛知県最低賃金が 10 月から 955 円に改正予定

労働基準部 賃金課

8月5日、愛知労働局長は、愛知地方最低賃金審議会会長より現行の愛知県最低賃金時間額 927 円を 28 円引上げ、時間額 955 円（令和 3 年 10 月 1 日発効予定）へと改正決定する旨の答申を受けました。

（写真左側 中山会長、写真右側 伊藤局長）



## リスクアセスメント出前講座を開催

去る 8 月 23 日(月)にあいち産業科学技術総合センター 交流ホールにおいて「リスクアセスメント出前講座」を当協会主催、刈谷労働基準監督署後援のもと、午前の部、午後の部の 2 回開催しました。（当初、午後からの開催で計画しておりましたが、参加希望者が多く、愛知労働局、刈谷労働基準監督署の好意により、午前の部を追加して開催）

当日は、愛知労働局 労働基準部 健康課の濱田課長より、「危なさ向き合おう」と題して、「安全」に対する日本と欧米の考え方の違い等から「安全」の定義（安全とは「危険がない」のではなく、許容可能なリスクが含まれていることで、災害の起きない状態を指していないこと）についてや、リスクアセスメントとは危険源と作業の関わりを調査して現状把握すること（対策案を検討したり、実施することではない）、対策の考え方として「危険源をなくす、小さくする」ことや「作業をなくす、危険源とかわらない」こと等の本質安全を考えること、残留リスクに対応した管理的対策としてルール化する場合は否定形でなくて肯定形で決めること、そしてリスクアセスメントも他のマネジメントシステムと構成が同じで安全も品質も追及していけば生産性に繋がること等をわかりやすく説明されました。



会場には、計 92 名（1 部：31 名、2 部：61 名）の方が聴講され、終了しました。

尚、当日配布した資料が必要な場合は、刈谷労働基準協会までお問い合わせ下さい。

## 労務管理講習会を開催

去る8月5日(水)にあいち産業科学技術総合センター 交流ホールにおいて「労務管理講習会」を当協会主催、刈谷労働基準監督署後援のもと、午後から2回開催しました。

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、講習時間を短く、参加人数を絞って開催予定でしたが、参加者多数により、2回開催)

当日は、春日運送㈱の磯貝労務・教育部会長の挨拶後、刈谷労働基準監督署の木下署長より挨拶の中で、梅雨明け後暑い日が続いているので、熱中症予防の対策を進めていただきたいことと、改正された働き方改革関連法が順次施行



木下署長

され、中小企業への適用が、時間外労働時間の上限規制については今年の4月から、同一労働同一賃金関連については今年の4月から、パワハラ防止措置については来年4月からとなっており、そしてコロナ禍の対応と重なって法令改正の対応に苦勞されているところもあるので、本日の講習会を通して参考にしていただき準備して欲しいと説明されました。

そして、刈谷労働基準監督署 小野第一方面主任監督官より、「監督署に寄せられた労働相談からみる労働関係法令 Q&A」と題して、6つのトラブル事例に対して、ポイント（法律に違反する内容）や事前回避方法について、わかりやすく説明されました。

(6つのトラブル事例:①採用時におけるトラブル、②解雇に関するトラブル、③時間外労働・休日労働におけるトラブル、④固定残業代のトラブル、⑤有給休暇のトラブル、⑥テレワークに関するトラブル)

つぎに、愛知労働局 雇用環境・均等部 大場雇用環境改善・均等推進指導官より、「事業主に求められるハラスメント防止対策」と題して、ハラスメントの定義の説明、代表的な言動の類型でのハラスメントに該当すると考えられる例と該当しないと考えられる例の紹介、事業主が雇用管理上講ずべき措置の



大場指導官

内容について、簡潔にわかりやすく説明されました。

会場には、計98名(1部:53名、2部:45名)の方が聴講され、終了しました。尚、当日配布した資料が必要な場合は、刈谷労働基準協会までお問い合わせ下さい。



磯貝部会長



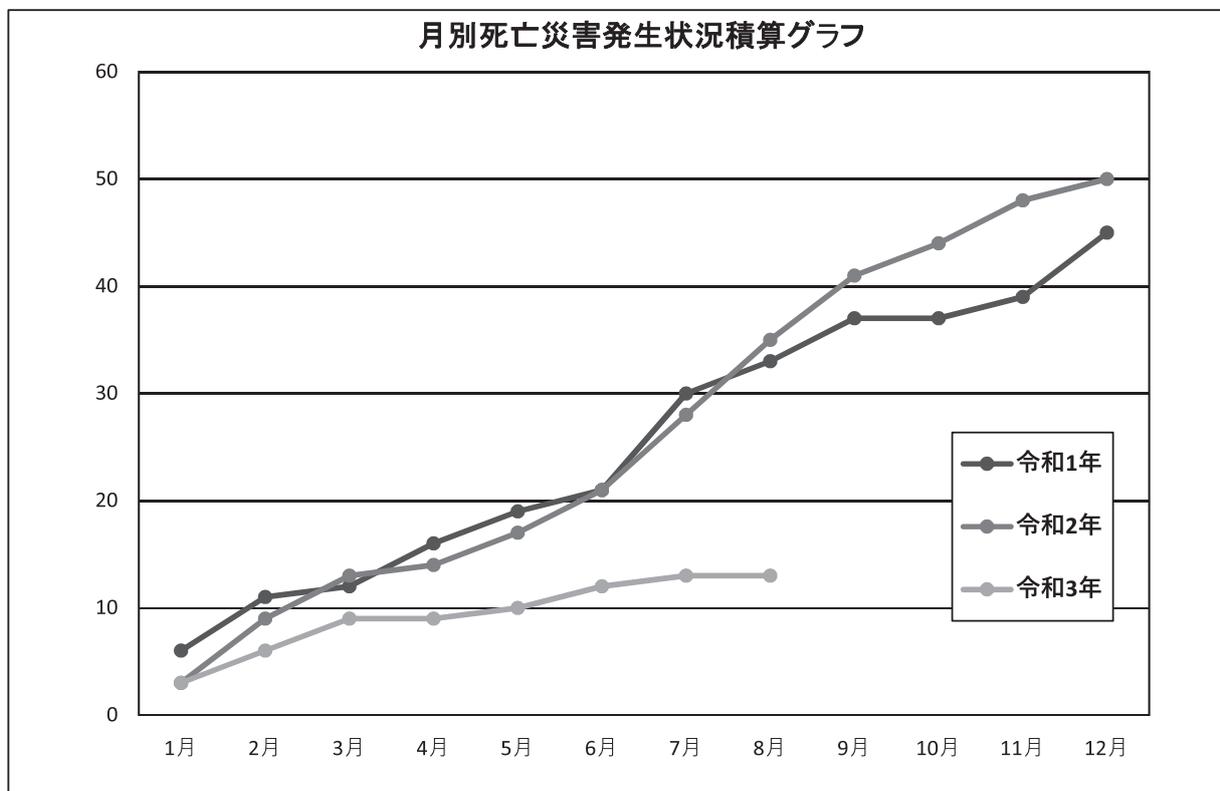
小野第一方面主任監督官

## 愛知労働局管内死亡災害発生状況（令和3年8月5日現在の速報値）

愛知労働局

業 種		年 別	令和3年（速報値）	令和2年同期（速報値）	令和2年確定値
製 造 業	造 業		6	2	11
	食 料 品 製 造 業		1		
	化 学 工 業		1	1	3
	鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属		1		1
	金 属 製 品				2
	一 般 ・ 電 気 ・ 輸 送 用		1	1	4
	そ の 他		2		1
建 設 業	設 業		3	6（1）	13（2）
	土 木 工 事 業			3（1）	4（1）
	建 築 工 事 業		3	1	5（1）
	そ の 他			2	4
陸 上 貨 物 運 送 事 業				6（1）	7（1）
商 業	業		2（2）	3（1）	3（1）
	卸 売 業				
	小 売 業		2（2）	2（1）	2（1）
	そ の 他			1	1
清 掃 ・ と 畜 業				1	3
上 記 以 外 の 事 業			2（1）	6	13（2）
合 計			13（3）	24（3）	50（6）

※（ ）内は交通事故による死亡者数で内数である。



# 愛知県の全産業死亡災害

(令和3年8月5日現在)

愛知労働局

発 生 月 発 生 時 間	業 種	労働者数	被災者 職 名	年 令	経 験	事故の型	起因物	災 害 状 況
5月 3:40	商業	10~29 名	新聞 配達員	70代	15年	交通事故 (道路)	乗用車、バ ス、バイク	原付バイクで新聞配達中に、後ろから来た乗用 車に接触され転倒したもの。
7月 10:55	建築工事業 (木建以外)	9名以下	屋根工	60代	10年	墜落・転落	屋根・はり・ もや・けた	屋根設置工事で、高さ約5mの屋根上で屋根材 端部の切断のため、マーキング作業をしていた 際に墜落した。

## 令和3年発生 労働者死傷病報告書受付状況 (令和3年7月末日現在)

刈谷労働基準監督署

	今月件数		累 計		前年同期		対前年増減数			今月件数		累 計		前年同期		対前年増減数	
	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡		休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡
製 造 業 計	14		117		104		+13		建 設 業 計	4		14		24	(1)	-10	-1
食 料 品	3		25		18		+7		土 木	2		5		3	(1)	+2	-1
織 維			1				+1		建 築	2		7		15		-8	
木材・木製品			1				+1		そ の 他			2		6		-4	
製紙・印刷					2		-2		交 通 ・ 運 輸 業	5		41		30		+11	
化 学			3		7		-4		陸 上 貨 物 業	1		3		1		+2	
窯業・土石			4		5		-1		港 湾 荷 役 業								
鉄鋼・非鉄	2		7		10		-3		商 業	11		34		30		+4	
金属製品	3		23		28		-5		接 客 ・ 娯 楽 業	6		16		8		+8	
一般機械			4		8		-4		清 掃 業	1		7		13		-6	
電気機械			2		3		-1										
輸送用機械	2		40		20		+20		そ の 他	15		64		36		+28	
その他製造	4		7		3		+4		合 計	57		296		246	(1)	+50	-1

※本統計は令和3年7月末日までの労働者死傷病報告（休業4日以上）の受付件数で集計しています。

※（ ）内は死亡者数で内数で表しております。



# 副業・兼業の促進について

刈谷労働基準監督署

働き方改革下での多様な働き方の一つとして、副業・兼業への期待が高まっています。

副業・兼業とは、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」（平成30年1月策定、令和2年9月改定）において、二つ以上の仕事を掛け持つことを指し、企業に雇用される形で行うもの（正社員、パート・アルバイトなど）、自ら起業して事業主として行うもの、コンサルタントとして請負や委任といった形で行うものなど、さまざまな形態があります。

従来、副業・兼業を認めていなかった会社も多いと思われます。しかし、裁判例では、労務提供上の支障や企業秘密の漏洩の可能性がある場合などを除き、労働者が労働時間以外の時間をどのように利用するかは、基本的には労働者の自由であるとされ、裁判例を踏まえれば、原則として副業・兼業を認める方向で検討することが適当です。一方で、副業・兼業を行うことにより、労働者の長時間労働を招いてしまえば働き方改革の理念に照らして本末転倒となってしまいます。したがって、副業・兼業を行うことで、長時間労働になり労働者の健康が阻害されないよう、過重労働を防止することや健康確保を図ることが重要です。

「副業・兼業の促進に関するガイドライン」では、副業・兼業を進める上で企業の対応について以下のように示しております。

### 1. 就業規則の見直し

副業・兼業を禁止している企業や一律許可制にしている企業は、原則として副業・兼業を認める方向で就業規則などの見直しを行い、労働者が副業・兼業を行える環境を整備しましょう。

### 2. 副業・兼業の内容の確認

労働者が雇用される形で副業・兼業を行う場合、原則として、自社と副業・兼業先の労働時間を通算して管理する必要があります。一方で、雇用契約に基づかない働き方（例：フリーランス、独立、起業、共同経営、アドバイザー、コンサルタント、顧問、理事、監事等）は労働基準法自体が適用されません。また、労働基準法第41条及び第41条の2に該当する労働者（農業・畜産業・養蚕業・水産業、管理監督者・機密事務取扱者、監視・断続的労働者、高度プロフェッショナル制度）の場合は、労働基準法の適用は受けませんが、労働時間は通算しません。

まずは、副業・兼業開始前に、労働者からの事前の届出により労働者の副業・兼業を把握し、労務提供上の支障や企業秘密の漏洩がないか、長時間労働を招くものとなっていないか等を確認します。ガイドラインでは、例としてモデル合意書を示しています。

### 3. 労働時間の通算

副業・兼業の内容にもとづき、自社の所定労働時間と、労働者からの申告等により把握した副業・兼業先の所定労働時間を通算し、時間外労働となる部分があるかを確認します。所定労働時間を通算した結果、自社の労働時間制度における法定労働時間を超える部分がある場合は、その超えた部分が時間外労働となり、時間的に後から労働契約を締結した企業が自社の36協定の範囲で当該時間外労働を行わせることになります。

一方で、通算した労働時間は、時間外労働時間の上限規制（月100時間未満、2～6か月平均80時間以内）を受けます。

労働時間の通算方法は二通りで、原則的な方法と簡便な方法（「管理モデル」といいます。）があります。労働時間を通算して管理するにあたって自社で取り入れやすい方法を採用し、自社と副業・兼業先の労働時間を確実に通算してください。

### 4. 健康管理

副業・兼業を進める上では、長時間労働になり労働者の健康が阻害されないよう、過重労働を防止することや健康確保を図ることが重要です。労使でコミュニケーションを図り、相談窓口の設置、長時間労働者に対する医師の面接指導等の労働者の健康確保に必要な措置を講じるようにしましょう。

## 衣浦東部保健所コーナー

■■ 今月は刈谷市よりお知らせ ■■

(健康推進課 Tel 0566-23-8877)

### かりや健康マイレージに挑戦しよう！

ポイントをためて、職場・家族みんなで健康になろう♪

『健康』と『まいか(優待カード)』、『豪華賞品』を手に入れるチャンスです！

【参加方法は2通り】

- ① チャレンジシート
- ② アプリ「あいち健康プラス」

詳細は、刈谷市ホームページで！



▲  
刈谷市 HP  
かりや健康マイレージ



かりや健康マイレージ協賛企業を募集中！

市民の健康づくりを応援してみませんか。

### かりや健康づくりチャレンジ宣言表彰式を開催しました

従業員とその家族の健康づくりを積極的に進める「かりや健康づくりチャレンジ宣言事業所」。

今年度で3度目となる表彰式を協会けんぽと合同で6月29日に開催し、

令和2年度において優秀な取組をした

27事業所へ表彰状を授与しました。

市HPでは、最高得点を獲得したサン

エイ(株)の取組も紹介しています。



#### — 受賞事業所 —

サンエイ(株)、(株)CNK、フジキュー整備(株)、中央プランテック(株)、三京アムコ(株)、(株)梶川土木コンサルタント、シミズ工業(株)、(福)刈谷市社会福祉協議会、(株)豊電子工業、(株)ちあい、(株)小垣江鉄工所、明治安田生命保険(相)、(株)近藤組、東海岡谷機材(株)、フォーミックス(株)、小林クリエイト(株)、(株)神和工業所、刈谷交通(株)、鈴置印刷(株)、(株)アウトテック松坂、(株)刈谷ケアサービスさくら、ナヤサボ(株)、(株)山田製作所、アイシン開発(株)、三基工業(株)、ナカバヤシ自動車工業(株)、関興業(株)

一般社団法人 東海労働経済研究所  
 代表理事 小栗 利治  
 (前愛知紛争調整委員会委員)

## 労働基準法と言う人権保護法

手元に「労働基準法十年の歩み」と称する 690 頁を超える書籍がある。昭和 32 年 10 月 31 日に発行されたもの、編集は愛知労働基準局であるが、当時の労働基準局の各課が執筆を担当することとなり、私は第 3 編災害補償 93 頁～123 頁を担当した思い出の書籍。今も大切に保管している。

その巻頭に愛知県労働部長から初代愛知労働基準局長に就任した小牧孝雄氏は「ひとむかし」と題して「当時占領下のこととて泣く子と地頭の軍政部（注 米軍）と言う厄介な存在があつて、それが又愛知のは天下一品ときいていたから堪えられない。工場の中をねずみが一匹走っていたと言つて局長の私の責任を問われたり、10 分、20 分の労働時間の違反をも仮借せず何故送検せぬか（注 司法処分 検察庁に送致すること）と叱られたり、軍政府長官自らの指揮下に女を含む全将校を動員し、八台のジープに銃剣付きの黒人兵二名宛と監督官一名宛を分乗させ半田地方一帯の工場（注 繊維工業）を席卷臨検したこともあつた。全く滅茶苦茶であつた」とある。

### 我が国の法制

元来、民主主義国家の法は、国民が選挙で選んだ議員によって立法される。公法と私法に区分することができるが、公法には、それを遵守しない場合、刑事訴訟法による法的手続きにより、刑事処分する場合もある。主には行政機関によって、指導監督を行ない、一定の手続を経てもなお法遵守しない企業、事業所に対しては刑事訴訟法の規定に基づき、労働基準監督官により被疑者を特定し、検察庁に送致し、略式命令や、正規の裁判手続を経て、刑事処分される場合もある。

多くは行政処分にのみとどめて、法律を遵守するよう是正勧告を行ない、是正報告を待つて、それを是として、本件落着とする場合と行政府の長の判断で、再席の臨検監督を経て、自主的な是正を促がし、法遵守の必要性を理解させ、法治国家としての体制を保つこととなる。

法治国家にあつては、公平に法が周知徹底され、法秩序が自発的に守られることを求めるが、いつまでたつても、その法秩序を守ろうとしない者がいる場合、国家は所定の手続を経て、その者に刑事責任を求めなければならなくなる場合もある。

KA・RI・YA 2021.3 月号に刈谷労働基準監督署は「令和 2 年監督指導業務白書」を発表している。以下の通り

#### 1 監督指導実施状況

当署が令和 2 年に実施した監督指導 382 件のうち、235 事業場（61.5%）に対して、何らかの法違反を指摘しております。この場合は、前年の 50.0%と比べ 11.5 ポイント悪化しました。また、重大な法違反の指摘を行ったことに伴う再監督を 58 件実施しております。

全体に占める割合の多い違反事項として、労働時間 77 件（20.2%）、割増賃金 64 件（16.8%）、就業規則 62 件（16.2%）、安全基準 54 件（14.1%）がありました。

「労働時間」の具体例としては、36協定なく、又は36協定に定める延長時間を超えて時間外労働を行わせたもの、変形労働時間制に関する要件を満たしていないのに1週間40時間又は1日8時間を超えて労働させたものなどがあります。「安全基準の具体例としては、機械、作業方法、作業場所等による危険を防止するため必要な措置を講じていなかったものがあります。

また、平成31年4月施行の改正労基法と改正安衛法で新設された「5日の年次有給休暇の付与」、「年次有給休暇取得簿」及び「労働時間の状況の把握」について、それぞれ6件、21件及び20件の違反を指摘しております。

#### ○業種別の違反事項の特徴について

業種別の主な違反事項は次のとおりです。

**製造業**で多く認められた違反事項として、安全基準34件(24.3%)、労働時間26件(18.6%)、機械の定期自主検査と健康診断実施後の医師の意見聴取が各24件(17.1%)、衛生基準22件(15.7%)がありました。

「衛生基準」の具体例としては、有害な原材料、ガス、蒸気、粉じん等による健康障害を防止するため必要な措置が講じていなかったものがあります。

**建設業**で多く認められた違反事項として、安全基準13件(16.7%)、労働時間12件(15.4%)、健康診断実施後の医師の意見聴取9件(11.5%)、割増賃金8件(10.3%)がありました。

**運輸交通業・貨物取扱業**で多く認められた違反事項として、労働時間5件(29.4%)、割増賃金と賃金台帳が各2件(11.8%)ありました。

**商業**で多く認められた違反事項として、割増賃金7件(18.4%)、労働時間6件(15.8%)がありました。

**保健衛生業**で多く認められた違反事項として、労働時間と割増賃金が各3件(27.3%)ありました。

**接客娯楽業**で多く認められた違反事項として、就業規則23件(46.0%)、割増賃金22件(44.0%)、労働時間21件(42.0%)、労働条件の明示12件(24.0%)、健康診断の実施と最低賃金が各10件(20.0%)ありました。

**派遣業**で認められた違反事項として、割増賃金、就業規則及び健康診断実施後の医師の意見聴取が各1件(14.3%)ありました。以下 略

冒頭、労働基準法を人権保護法と記述した。法はすべての法条項を国民や法人格を有する会社等はすべからず遵守する義務がある。

しかし法違反をすべて交通関係法規の法違反の如く、多くを司法処分することが刑事政策上の効果等から馴染めない場合もある。行政指導により大きな効果を期待する所似もある。

企業はすべからず法違反から脱却しなければならない。重大な違反の常態化は、企業の永続性に関する警鐘でもあるからだ。

単純なものの言いであるが、会社が法違反のたれ流しをしていて、その社員が「会社とはこんなもの」と思いながら仕事をしておれば、従業員のモラルも低いと言わざるを得ない。

従業員が己の勤務する会社に「ほこり」を感じ、「そこで働くことに生き甲斐を覚えている」場合、会社はますます成長するであろう。個人事業主であったり、法人格があったとしても、役員が社長一族で占めている場合、往々にして法人又は自らの事業を自己の会社等と錯覚すれば、一般社員等のモラルは低下するであろうことに留意すべきえはなからうか。

### 槌屋デカル工業株式会社

#### 《会社概要》

企業名：槌屋デカル工業株式会社  
代表者：取締役社長 大原 幹也  
所在地：知立市山町東並木北 22 番地 4  
資本金：4,500 万円  
従業員数：約 200 名

#### 《沿革》

昭和 46 年 6 月 設立  
平成 17 年 3 月 新社屋（新工場）完成  
令和 2 年 3 月 健康経営優良法人 2020 認定  
令和 3 年 3 月 健康経営優良法人 2021 ブライト 500 認定  
令和 3 年 6 月 創立 50 周年

#### 《会社紹介》

当社は、自動車ラベルからバスラッピングまで多様な形状・サイズの印刷物をデザイン開発から製品化まで一元管理している印刷会社です。創立 50 周年を迎えた当社のコア技術で、様々な業界の多彩なニーズにお応えしています。

この度、会社の方針として健康経営に力を注ぎ、2021 年度は※健康経営優良法人 2021（中小規模法人部門（ブライト 500））に認定されました。

今年は、「健康食（食事補助）導入」、更には、安全・安心・快適な職場づくり、仕事と家庭（育児・介護）の両立にむけて、「労働法制に精通したアシスタントとの契約締結」など、従業員の健康管理のための活動の充実を図っています。

これからも従業員の成長を礎に、お客さまの期待に応えられるモノづくりの継続に向けて、研鑽を積み重ねてまいります。



#### ※健康経営優良法人認定制度について

経済産業省が健康経営に取り組む優良な法人を「見える化」するために、特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等の法人を顕彰し、認定を行う制度です。特に優れた取り組みや地域における健康経営の拡大に寄与する取り組みを行う上位 500 法人には、「ホワイト 500（大規模法人部門）」、「ブライト 500（中小規模法人部門）」の冠が付加されます。



自動車用ラベル



軟質立体マーク



バスラッピング

# お知らせ

## 労働災害防止講習会のご案内

1. 日 時 2021年10月25日(月)13:15~14:45
2. 会 場 あいち産業科学技術総合センター 技術開発交流センター 交流ホール  
(刈谷市恩田町1-157-1 電話:0566-24-1841)
3. 定 員 80人(先着順・定員になり次第締め切らせていただきます)  
(新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、参加者は1事業所1名  
でお願いいたします。お席は指定席とさせていただきます。)
4. 次 第
  - 1) 挨拶 (一社)刈谷労働基準協会 安全部会長 磯部 秀男  
刈谷労働基準監督署 署 長 木下 竜也
  - 2) 説 明 「刈谷署管内の災害発生状況と今後の課題について」(仮題)  
刈谷労働基準監督署 神谷地方産業安全専門官  
「エイジフレンドリーガイドラインについて」(仮題)  
刈谷労働基準監督署 藤下労働基準監督官  
「改正高年齢者雇用安定法について」(仮題)  
ハローワーク刈谷 所 長 坪井 孝一
5. 会 費 無料

## 西三河協会主催講習会

(刈谷労働基準協会会員は会員価格で受講できます)

講習名	日程	会場
職長教育	10月20・21日	岡崎市中小企業・勤労支援センター
異常処置教育	10月22日	西尾市文化会館
自由研削といし特別教育	10月6日	豊田市福祉センター
	11月26日	(株)アイシン 城山工場
産業用ロボット特別教育	10月19~25日	(学科) 豊田市福祉センター (実技) グローバル安全衛生教育センター
	11月9・10・12日	(学科) 岡崎市中小企業・勤労支援センター (実技) グローバル安全衛生教育センター
アーク溶接特別教育	11月18・19・20日	(学科) 西尾市文化会館 (実技) (株)アイシン 工機工場

※西三河協会主催講習会を受講希望の方は、刈谷労働基準協会へお問い合わせ下さい。

## 愛知労働基準協会主催講習会

講習会等	開催月日		学科会場	実技会場	受講料	
	学 科 (日)	実 技 (日)				
技能講習	ガ ス	11月4日	11月6日	ポ ー ラ ビ ル	トヨタ教育センター	13,780円
	乾燥設備作業主任者	11月29・30日		ポ ー ラ ビ ル		13,340円
	はい作業主任者	11月15・18日		ポ ー ラ ビ ル		12,895円
	石綿作業主任者	11月8・9日		ポ ー ラ ビ ル		13,280円
		11月22・23日		ポ ー ラ ビ ル		

# 刈谷労働基準協会主催講習会

講習名		日程	会場	会費			
				会員	非会員		
技 能 講 習	31H フォークリフト	(学) 10月1日 (実) 10月2・3・9日	(学科) あいち産業科学技術総合センター (実技) 豊田自動織機 高浜工場	32,950 円			
		(学) 11月5日 (実) 11月6・7・13日					
	有機溶剤作業主任者	10月14・15日	満席	あいち産業科学技術総合センター	13,980 円		
		11月15・16日	満席				
	特 化 物 ・ 四 ア ル キ ル 鉛 等 作 業 主 任 者		10月5・6日	満席	あいち産業科学技術総合センター	13,980 円	
			10月11・12日	満席			
			10月18・19日	満席			
11月4・5日			満席				
11月29・30日			満席				
プレス機械作業主任者	11月8・9日	満席	あいち産業科学技術総合センター	14,090 円			
酸欠・硫化水素危険 作業主任者	11月24・25・26日	満席	あいち産業科学技術総合センター	19,210 円			
特 別 教 育	自由研削といし	10月13日	満席	あいち産業科学技術総合センター	10,800 円	13,800 円	
	低 圧 電 気 (実技7H含む)	(学) 10月21日 (実) 10月22日		刈谷商工会議所	16,000 円	19,000 円	
		(学) 11月16日 (実) 11月17日					
	粉 じ ん	11月8日		あいち産業科学技術総合センター	8,700 円	11,700 円	
	機 械 研 削 と い し	(学) 11月18日 (実) 11月19日	満席	あいち産業科学技術総合センター 豊田自動織機 ラーニングセンター	14,200 円	17,200 円	
	フルハーネス型 墜落制止器具	11月22日	満席	あいち産業科学技術総合センター	9,700 円	12,700 円	
そ の 他 の 教 育	安全管理者選任時研修	10月4・5日		あいち産業科学技術総合センター	19,000 円	22,000 円	
	安全衛生推進 者養成講習	10月7・8日	満席	あいち産業科学技術総合センター	17,830 円		
	職長教育(製造業)	10月18・19日	満席	あいち産業科学技術総合センター	14,000 円	17,000 円	
		11月1・2日	満席				
	職長・安全衛生 責任者教育(建設業)	11月1・2日	満席	あいち産業科学技術総合センター	19,000 円	22,000 円	
衛生管理者 受験準備勉強会	10月25・26日		あいち産業科学技術総合センター	19,500 円	22,500 円		

※会費にはテキスト代、昼食代、消費税を含みます。

# 産業保健セミナー2021 in あいち

日 時	2021年10月15日(金) 13:30 ~ 15:10 (開場 13:00)
会 場	ウィルあいち ウィルホール(4階) (名古屋市東区上笠杉町1番地)
参 加 費	無 料
プログラム	<p>テーマ 企業における「治療と仕事の両立支援」のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 開会あいさつ</li> <li>● 講演 『当院での治療就労両立支援と職域連携の取り組み』 ～医療者の立場からみた事業者に期待される配慮～ <ul style="list-style-type: none"> <li>● 独立行政法人労働者健康安全機構 中部ろうさい病院 糖尿病センター・糖尿病内分泌内科 部長 治療就労両立支援センター両立支援部 部長(兼任) <b>中島英太郎 氏</b></li> </ul> </li> <li>● 講演 『医療ソーシャルワーカーからみた治療と仕事の両立支援の実際』 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 愛知県がんセンター病院 地域医療連携・相談支援センター室長補佐 <b>野崎由美子 氏</b></li> <li>● 安城更生病院 がん相談支援係長 医療ソーシャルワーカー・認定がん専門相談員 <b>片寄 慶 氏</b></li> </ul> </li> <li>● 愛知労働局担当官説明</li> </ul>
主 催	愛知労働局 愛知県 名古屋市 (独)労働者健康安全機構愛知産業保健総合支援センター (公社)愛知労働基準協会 愛知 THP 推進協議会



## ■ 右のQRコードからWebにアクセスの上、お申し込みください。

[https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei\\_toukei/anzen\\_eisei/sangyohoken\\_seminar2021.html](https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei_toukei/anzen_eisei/sangyohoken_seminar2021.html)

## ■ 申込期限：令和3年10月8日(金)まで

ただし、定員に達した場合には期限より前に受付を終了することがあります。

- お申し込みは、Webのみとさせていただきます。
- 受付完了画面若しくは、お申込み完了メールを印刷し、当日お持ちください。
- お問い合わせ：愛知労働局 労働基準部 健康課 TEL:052-972-0256



## 本年度は、新型コロナウイルス感染リスク低減対策として、会場では次の対応をお願いします。

- マスクの着用をお願いします。
- 大声での会話はお控えください。
- 会場入口で体温測定をお願いしております。決められた入口からのみ入場をお願いします。
- 受付前で手指消毒をお願いしております。受付及び退場時には手指消毒をお願いします。(アルコール消毒ができない場合にはお申し出ください。)
- ホール内の座席は「指定席」です。受付でお渡しする「座席指定票」に記載された座席におかけください。
- ロビーの椅子等に着席される場合には、間隔を空けておかけください。
- 接触確認アプリの導入にご協力ください。
  - アンドロイド端末  
<https://play.google.com/store/apps/details?id=jp.go.mhlw.covid19radar>
  - i O S (iPhone 等) 端末  
<https://apps.apple.com/jp/app/id1516764458>

iPhone の方はこちら



Android の方はこちら



詳しくはこちら

厚生労働省  
ウェブサイト



# あいちの道

11.29 (月)  
13:30~16:00  
(開場 12:30)

## リスクアセスメント推進大会2021あいち

日 時	2021年11月29日(月) 13:30 ~ 16:00 (開場 12:30)
会 場	日本特殊陶業市民会館 フォレストホール (名古屋市中区金山一丁目5番1号)
参 加 費	無 料
プログラム	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ビデオメッセージ 『リスクアセスメント推進大会 2021 あいちへ寄せて』 明治大学顧問・名誉教授・校友会名誉会長 向殿 政男 氏</li> <li>● プロローグ</li> <li>● 主催者あいさつ</li> <li>● 基調講演 『リスクアセスメントはマネジメントの基盤』 合同会社高岡労働安全技術研究所 高岡 弘幸 氏</li> <li>● 会場参加型パネルディスカッション 『コントロールからマネジメントへ』</li> <li>● 大会宣言</li> <li>● エピローグ</li> </ul>
主 催	愛知労働局
協 力	(公社)愛知労働基準協会、各地区労働基準協会、各労働災害防止団体
後 援	日本労働組合総連合会 愛知県連合会、愛知県経営者協会



申込方法

■ 右の QR コードから Web にアクセスの上、お申し込みください。

[https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei\\_toukei/anzen\\_eisei/RA\\_forum2021.html](https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei_toukei/anzen_eisei/RA_forum2021.html)



■ 申込期限：令和3年11月15日(月)まで

ただし、定員に達した場合には期限より前に受付を終了することがあります。

- お申し込みは、Web のみとさせていただきます。
- 受付完了画面若しくは、お申込み完了メールを印刷し、当日お持ちください。
- お問い合わせ：愛知労働局 労働基準部 安全課 TEL:052-972-0255

本年度は、新型コロナウイルス感染リスク低減対策として、会場では次の対応をお願いします。

- マスクの着用をお願いします。
- 大声での会話はお控えください。
- 会場入口で体温測定をお願いしております。決められた入口からのみ入場をお願いします。
- 受付前で手指消毒をお願いしております。受付及び退場時には手指消毒をお願いします。  
(アルコール消毒ができない場合にはお申し出ください。)
- ホール内の座席は「指定席」です。受付でお渡しする「座席指定票」に記載された座席におかけください。
- ロビーの椅子等に着席される場合には、間隔を空けておかけください。
- 接触確認アプリの導入にご協力ください。
  - アンドロイド端末  
<https://play.google.com/store/apps/details?id=jp.go.mhlw.covid19radar>
  - i O S (iPhone 等) 端末  
<https://apps.apple.com/jp/app/id1516764458>

iPhone の方はこちら



Android の方はこちら



詳しくはこちら

厚生労働省  
ウェブサイト



# 安 全 緑 十 字

年  
 月

		1	2	3		
		4	5	6		
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
		28	29	30		
		31				

無 災 害  緑  
 不 休 災 害  黄  
 休 業 災 害  赤

労働安全衛生保護具

環境測定機器販売

⊕ シマツ株式会社

TEL 0566

24-1050

労働衛生コンサルタント

# 産業医学研究所

労働衛生コンサルタント 神取 祥和

---

〒444-0052 愛知県岡崎市康生町631番地 ロイヤルシティ岡崎公園1202号室  
TEL (0564) 21-0050 FAX (0564) 21-0025  
E-mail : hippopo.xxx@ad.cyberhome.ne.jp



**MetLife**  
メットライフ生命

いい明日へ、ともに進んでゆく。

メットライフ生命保険株式会社  
名古屋五城エージェンシーオフィス  
〒460-0008  
愛知県名古屋市中区栄3-8-8 名古屋平和ビル5F  
TEL 052-269-7611 FAX 052-241-7470

EB推進グループ 東海地区プロジェクトリーダー  
刈谷労働基準協会専任担当

清水 寛樹



ミドリ安全が、働く女性の  
あらゆる安全をサポートします

ワーク女子力サイトはこちらから  
[midori-anzen.co.jp/mwj/](http://midori-anzen.co.jp/mwj/)



MIDORI  
LADIES' WORKS COLLECTION

### 明るい職場はまず健康診断から

- ◎労働安全衛生法による 健康診断（巡回）
  - ☆定期健診・特殊健診（じん肺・有機溶剤・鉛・特定化学物質等）
- ◎成人病健康診断（巡回）
  - ☆胃部レントゲン・血液検査・心電図・腹部超音波（エコー）検査  
・腫瘍マーカー検査・眼底検査等
- ◎作業環境測定
  - ☆粉じん・鉛・有機溶剤・特定化学物質等
- ◎人間ドック
  - ☆東海診療所（名古屋三井ビルディング新館3階）

お申し込みは、書面（またはハガキ）並びに電話（またはファックス）のいずれでも、ご連絡をお願い申し上げます。

労働基準協会指定  
健康診断機関等名簿登載（1-13-03）・作業環境測定機関等名簿登載（23-44）  
一般財団法人 **全日本労働福祉協会 東海支部**

〒457-0044 名古屋市南区柵下町2-4 ☎ 052-822-2525  
FAX 052-824-1064

### 《四大定期刊行誌》

### ●単行本

労基法運用の実務広報誌

## 労働基準広報

B5判/月3回発行/年間購読会員 ¥56,000+税

管理・監督者のための実践情報誌

## 先見労務管理

B5判/月2回発行/年間購読会員 ¥56,000+税

## 年度版 安衛法便覧

労働調査会出版局 編

最新の労働安全衛生法と関連政省令、告示等に加え、新たに発出された主な行政指導通達を収録しています。

B6判/3分冊/6,400頁/15,000円+税

### 購読会員への特典

- 定期付録の発行
- 労務相談室の無料利用
- 労務関係資料の無料提供
- 社内研修等への講師の派遣

労働安全衛生の専門情報誌

## 労働安全衛生広報

B5判/月2回発行/年間購読会員 ¥56,000+税

雇用管理者必携

## 建設労務安全

B5判/月刊/年間購読会員 ¥25,715+税

◎労働基準調査局とは  
一切関係ございません。

**(株)労働調査会 中部支社**

〒460-0002 名古屋市中区丸の内2-16-22 丸の内エイチエフビル2F  
TEL 052(211)2073

印編 一発  
刷集 般社行  
所人 団法所

(株)労働調査会  
刈谷市幸町二丁目二  
刈谷市高松町一丁目二  
刈谷労働基準協会  
電話 〇五二六六一二二一  
〇五二六六三三三七  
定価一五〇円